

安全保障と天文学

日本学術会議の声明を支持する立場から

2018年9月19日

日本天文学会「安全保障と天文学」特別セッション

池内 了(総合研究大学院大学名誉教授)

「軍事的安全保障研究に関する声明」 (2017年3月24日発出)

近年、再び学術と軍事が接近しつつある中、軍事的安全保障研究が
学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にある
科学者コミュニティが追求すべきは、何よりも学術の健全な発展であ
り、それを通じて社会からの負託に応えることである

(学問の自由の中身)

- ・研究の自主性・自律性・研究成果の公開性が担保されていること
- ・研究の方向性や秘密性の保持をめぐって、政府(権力)による研究活動への介入がないこと

「学問の自由」は、第二次世界大戦後に 獲得された概念である。

第二次世界大戦前までは、「学問の自由」はなかった

「国家の要請」によって政府が学問研究に介入することは当然とされた
日本国憲法12条:この憲法が国民に保障する自由及び権利は、
国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。

又、国民はこれを濫用してはならないのであって、
常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

(「自由」は天賦ではなく、国民の努力・節度・責任の下で成り立つ)

憲法21条:集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、
これを保障する。

憲法23条:学問の自由は、これを保障する。

「安全保障技術研究推進制度」の問題点

防衛省が、わざわざ学振と同じ競争的資金制度を作るはずがない

→何かの意図がある

→将来の防衛装備品の開発に活かす＝軍事的安全保障研究＝軍事研究

（防衛装備品とは、武器または武器に関わる技術を意味する）

→そのような技術は、当然、軍事機密となる可能性が高い

→制度が定着するまで公開を保証し、POの干渉は控えるであろう

→研究者が、この資金に頼らざるを得ない状況になれば、運用は変わる

→その時には軍事研究＝軍学共同は当然となるであろう

（研究者はこの資金を当然と思い、軍事研究に深入りしていく）

→そのような時代の研究者の意識はどうなるであろうか？

（学問の原点を忘れる、もっぱら軍事開発を考えるようになる）

まだ大学等における軍事研究が本格化する前に潰しておくことが大切

安易な「学問の自由」の主張が かえって「学問の自由」を損ねる

憲法12条: 憲法が保障する自由は

- ・ **不断の努力によって、これを保持**すること
- ・ **濫用してはならない**(野放図な「自由」はない)こと
- ・ 「自由」を **公共の福祉のために利用する責任を負う**こと

「軍事的安全保障研究(軍事研究)」に対し、

「学問の自由」論でこれを安易に許容することが

- ・ 研究の自主性・自律性・公開性が担保されなくなる可能性
- ・ 政府による研究活動への介入を招く可能性

に導くなら→ **結果的に「学問の自由」を損ねることになる**

そうならないよう、**心しておかねばならないことがある。**

(個人として)(科学者コミュニティとしての倫理)

(科学者コミュニティの倫理綱領)

(1) 倫理的側面を研究者個人として 自己点検をすることが不可欠である

「軍事的安全保障研究」に対して

- ・学問研究に従事する者の原点として

誰のための、何のための学問であるかの確認しているか？

(人類の全体の福祉と幸福のため、世界の平和のため)

- ・自分が行っていること、行なおうとしていることが、

その原点を踏み外していないかの点検をしているか？

(特定の国家のため、軍事力増強のため、研究費のため)

- ・他の国、他の大学、他の研究者の動向に関係なく

自分としての選択の結果であることを確認しているか？

(みんながやっているから、他の誰かがやるのだから)

先の2つの可能性を幅広く検討したか？

(2) 科学者コミュニティとして、「学問の自由」の主張に伴う「倫理」の議論を行うこと

「学問の自由」の主張に伴う「倫理」とは

社会から負託された科学者としての社会的責任を
常に客観的に集団的に点検すること

(科学者はエリートであり、ノーブレスオブリージを持つ)

研究の適切性について

学術的な蓄積に基づいて科学者コミュニティが規範を定め、
コミュニティとしての自己規律を行うことは

「学問の自由」を侵すものではなく、
むしろ、「学問の自由」を確たるものとする

科学者コミュニティが、 「倫理規範」を検討する必要性

「軍事的安全保障研究」に対する科学者コミュニティとしての方針は

- ・社会から注視されており(京大、名大の「軍事研究を行わない」声明)、
- ・もたらす結果の社会的影響が大きく、
日本や学問の将来を危機に陥れる可能性がある

- 科学者コミュニティとして共通目標(人権・平和・福祉・環境など)の普遍的な価値(倫理規範)に照らして、研究の適切性を判断し、自己規律を行うことを通じてそれらの価値に実現を図ることは、科学者コミュニティが、社会から負託された責務であり、
- ・組織としての動向や結果に対し説明責任がある。
 - ・コミュニティとしての見識が問われる。

(3) 大学・研究機関に対する 社会からの圧力

社会(政府、文科省、他大学、市民)からの

批判・意見・恫喝・誘惑・同調圧力・忖度の誘い……

(科研費のテーマへの攻撃、「国立」機関は国の意向に従うべき、
研究費の削減、大学評価と連動する研究費配分)

それらの外圧に黙って従うのではなく、

科学コミュニティとしての共通見解(異論・反論・同調)を持つておくことが望ましい、
・コミュニティの構成員が個人の「学問の自由」だけを主張してバラバラであれば、
・学長等のトップダウンで決められてしまうのであれば、
科学コミュニティとしての見解や見識が無いままになり、
大政翼賛となって「学問の自由」も破壊される。

「学問の自由」は天授(神授)の権利ではなく、個人・研究者集団・組織が
自覚した決意と行動で守らねば取り崩されていくもの